

日本口腔外科学会 医療広告ガイドライン

本学会は厚労省「医療広告ガイドライン」に準拠することとする。

- 1) 虚偽・誇大広告の禁止：治療効果や医療サービスの内容について、誤解を招くような表現や誇張は認められません。
- 2) 患者に対する適正な情報提供：医療機関は、患者が必要とする正確な情報を提供し、選択肢をしっかりと説明しなければなりません。
- 3) 比較広告の制限：他の医療機関との比較をする場合、不正確な内容や他施設を貶めるような表現は避けなければなりません。
- 4) 専門的な資格・認定の明示：医療従事者の資格や認定について、正確に表示する必要があります。
- 5) 医療広告の対象範囲：広告として扱われるもの（Web サイト、チラシ、看板など）にはガイドラインの規定が適用されます。

厚生労働省

- ・医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）<https://www.mhlw.go.jp/content/001304521.pdf>
- ・医療広告ガイドラインに関する Q&A <https://www.mhlw.go.jp/content/001439457.pdf>